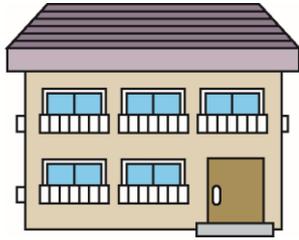


山形市消費生活センター情報

2026年3月号



消費者庁イラスト集より

【事例1】 入居時からあったキズの修繕費用を請求された。

【事例2】 今のアパートをきれいに掃除して退去したのに、ハウスクリーニング代を請求された。

賃貸住宅の原状回復トラブル！

住み始める時から「いつか出ていく時」に備えよう



ここが重要ベニ！！

- 賃貸住宅を退去する際の原状回復については、原則として、年月の経過による変化(経年変化)や普通に使用して付いた傷など(通常損耗)の修繕費用は貸主負担、故意・過失により生じた損耗等の修繕費用は借主負担とされています。
- 契約する際は、契約書類で原状回復の特約も必ず確認しましょう。
- 入居時には、傷や汚れがないかなど、貸主の立会いのもと、部屋の状況を写真やチェックリストで確認し、記録に残しましょう。
- 退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」→を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。
- 困った時は、消費生活センターにご相談ください。

国土交通省
ガイドライン



山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階
〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時
〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE
にて毎月センター
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】
トラブル解決を支援する
情報が提供されています



※消費生活出前講座を実施しています。【お申込み・お問合わせ】023-647-2201